

7. その他利用促進等について

7-1 地域観光交通の愛称（ネーミング）

平成 27 年度に予定されている地域観光交通の実証実験運行時に、糸満市～那覇空港直行バスと同様に、利用者からの親しみ易さ、認知度の向上などを目的にネーミングを行う。

「糸満市～那覇空港直行バス」ネーミング募集結果 応募件数：1,535 件（658 人）

糸満市～那覇空港直行バスの愛称：いとちゃんバス

「地域観光交通」のネーミング検討結果

地域観光交通の愛称：いとちゃん mini



キャラクター：いとちゃん
※商工会により糸満の特産品をPRするために設定
※現在商工観光課にて同キャラクターを使ったブランディングの検討が進められている

表 7-1 ネーミングにあたって特徴毎に抽出されたキーワード

小 型	ぐなー（方言）、くーてん（方言）、ちび（方言）、ミニ、スモール、リトル（英語）、プチ（フランス語）、ピックル（イタリア語）
区 域	まーい（方言） エリア、ゾーン、ラウンド（英語）
乗 合	まじゅん（方言）、まんちゃー（方言）、やーにんじゅ（方言）、ゆんたく（方言）、うまんちゅ（方言）
行 く	りっか（方言）、いくんどー（方言）、いちゅん（方言）、あっちゃー（方言）、よんなー（方言）、あしび（方言）、なーひん（方言）、すーじー（方言） ゴー（英語）
予 約	リザーブ（英語）
その他	あるつく（糸満市観光協会による散策型観光商品の名称）、 循環バス、ラウンドバス、ミニバス

表 7-2 ネーミング候補案（地域観光交通幹事会・合同委員会の選考結果）

No	ネーミング候補	幹事会	合同委員会
1	いとちゃん mini（ミニ） ※mini いとちゃん	4	10
2	ピックルー いとちゃん	0	8
3	あるつく いとちゃん ※あ・るつく いとちゃん	2	0
4	プチ いとちゃん ※プチバス いとちゃん	1	0
5	いくんどー いとちゃん	1	0
6	ゆんたくバス	1	0
7	いとちゃんチビバス	1	0

7-2 いとちゃん mini のロゴ化・ラッピングデザイン

糸満市～那覇空港直行バスにおいては1月5日～1月31日にかけてデザインの一般募集が行われ70点を超える応募があった。その後、糸満市役所における選定作業を経てラッピングデザイン及びネーミングのロゴ化が行われている。

地域観光交通においては糸満市～那覇空港直行バスと連携した実験運行、プロモーション（広報活動）を実施するため、ネーミング同様に直行バスの各種デザインを活用し、ポスター／チラシ／ホームページ等でも共通したデザイン（トータルデザイン）を採用する。

なお、ラッピングに関しては運行上の安全や、乗客席から車外（景色）の視認性に配慮して窓へのラッピングは最大限控えるようにしている。



図 7-1 いとちゃんバス、いとちゃん mini ロゴ化デザイン

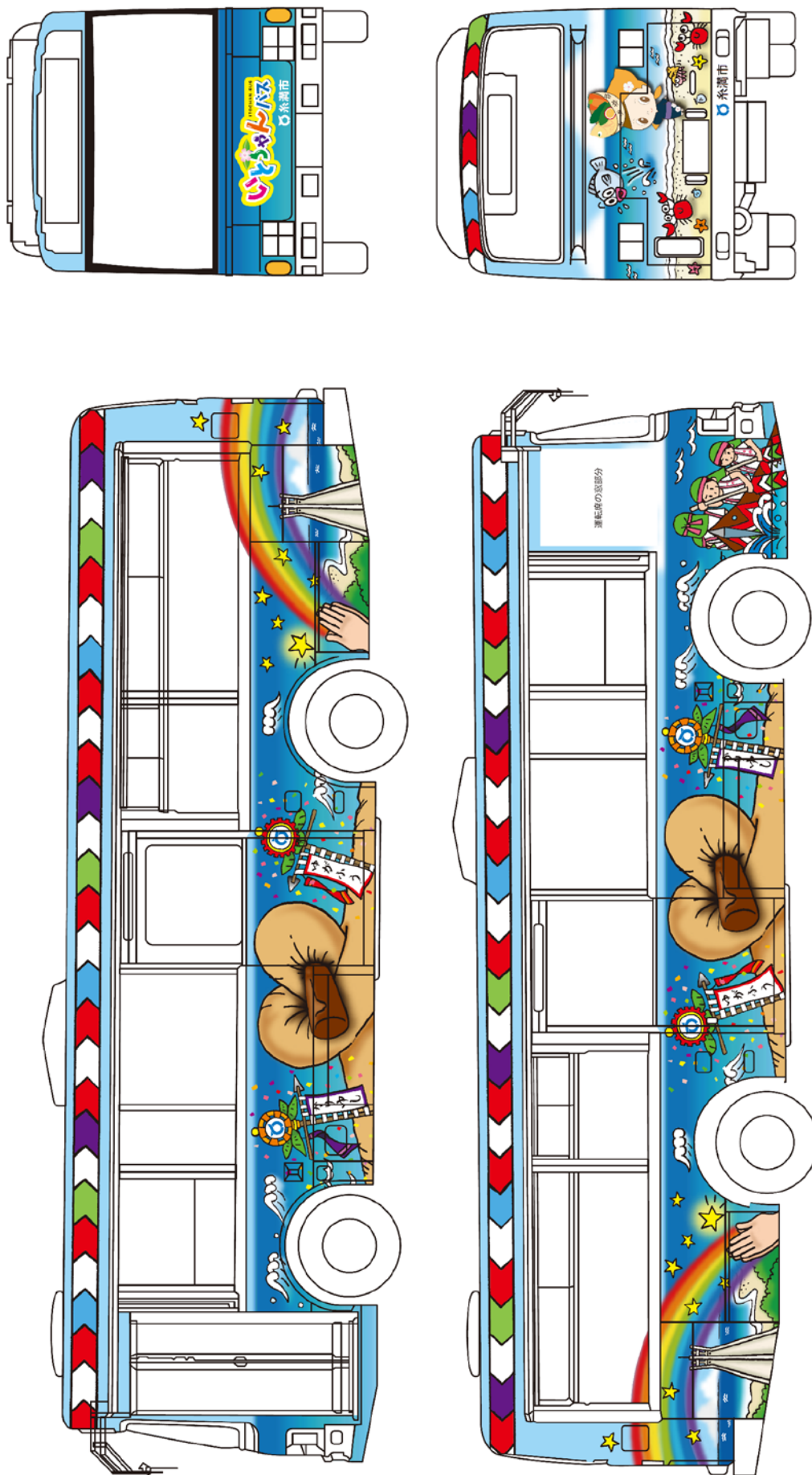
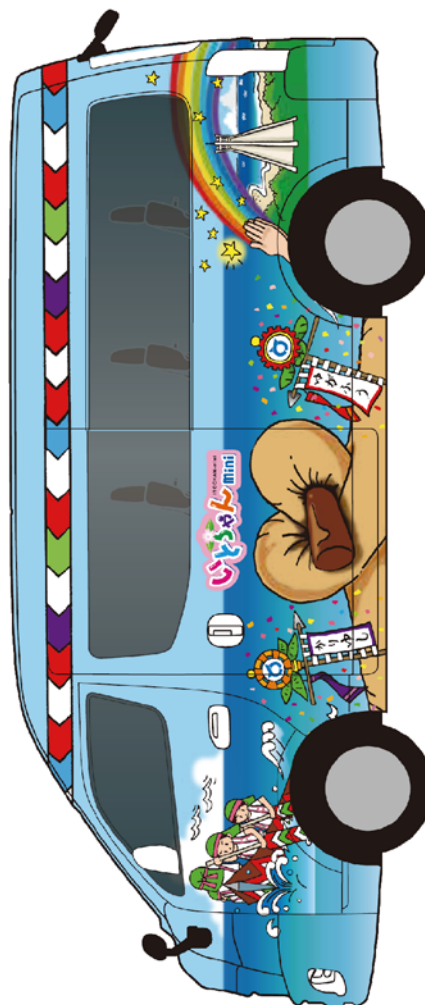
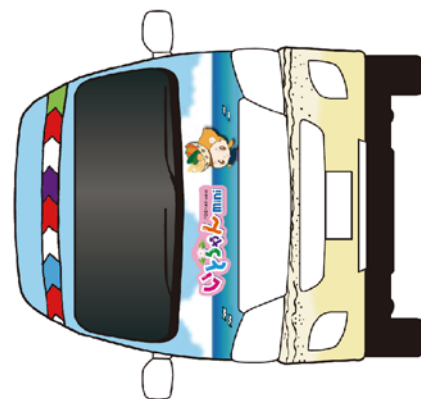
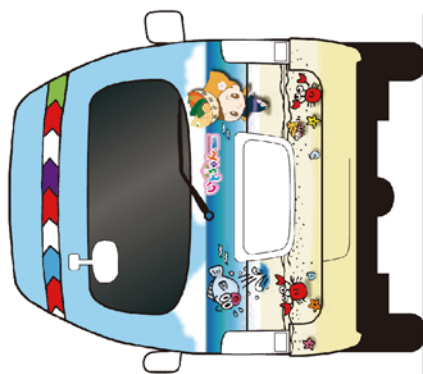


図 7-2 いとちゃんバス ラッピングデザイン



アンシャント送迎タイプマイクログバス GX ワイド幅 スーパーロングボディ ハイルーフ 2WD

図 7-3 いとちゃん mini ラッピングデザイン

7-3 その他糸満市公共交通の活性化等に資する事業計画（素案）

7-3-1 モビリティ・マネジメントの実施

モビリティ・マネジメント（MM:Mobility Management）により、渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す。

具体的には、地域住民・児童・企業・転入者等を対象にコミュニケーション施策を中心として、様々な運用施策、システムの導入や改善、それらを実施主体の組織の改変や新たな組織の創出などを実施しつつ、持続的に展開していく。

沖縄県が2012年から実施している「わった〜バス党」キャンペーンもモビリティ・マネジメントの一環であり、これら全県的な取り組みとの連携・協働も効果的であると考えられる。

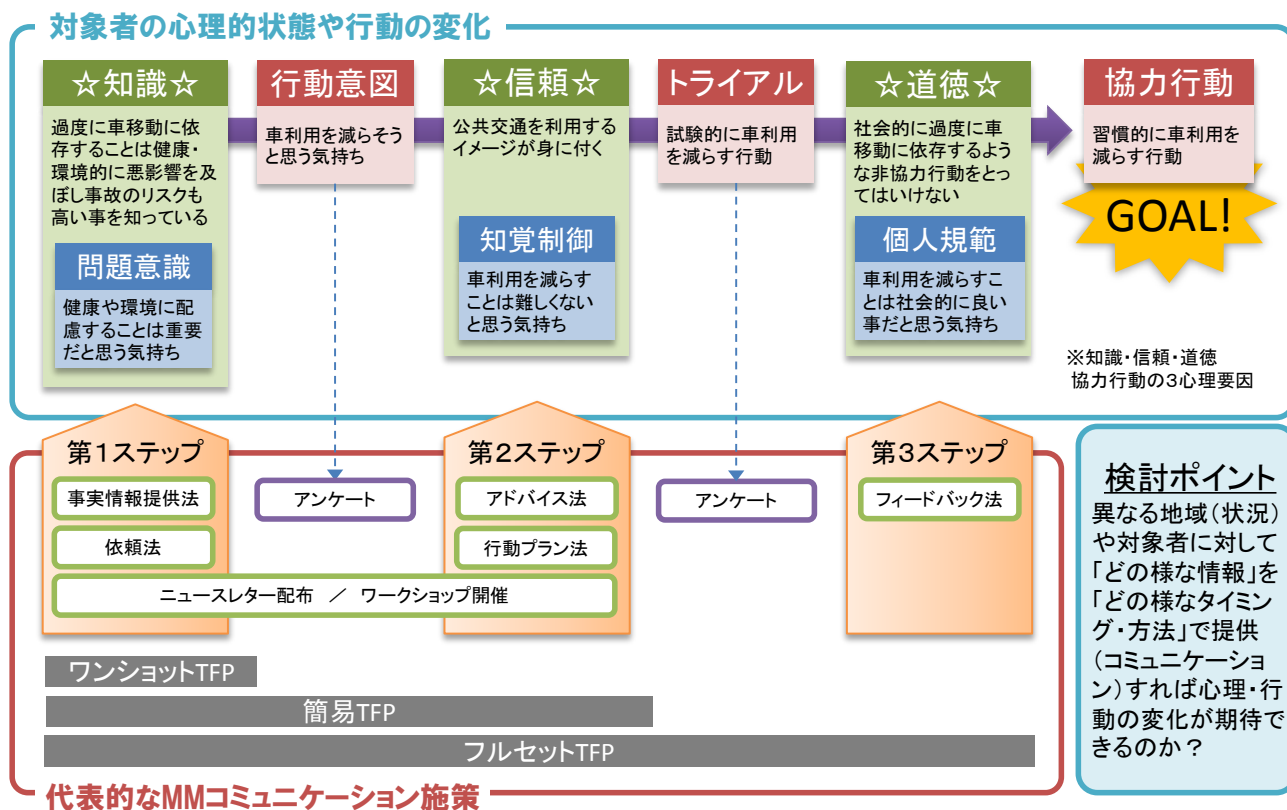
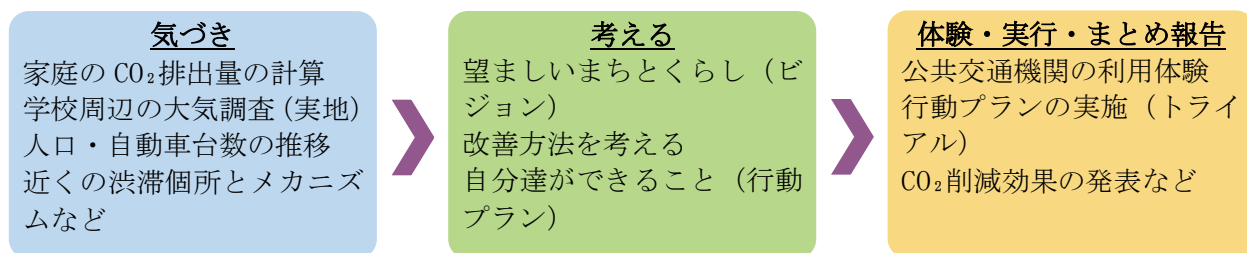


図 7-4 モビリティ・マネジメントのフロー図

■学校教育におけるMM実施例



■転入者MM実施例

市役所へ「転入届」を提出する際、受付窓口で公共交通マップや意識の変化を促す動機付けチラシなどを配布する。

7-3-2 IC乗車券（OKICA：オキカ）の導入

平成 26 年 10 月より沖縄都市モノレールで導入され、平成 27 年度より県内路線バスへの導入が予定されている IC 乗車券「OKICA：オキカ（沖縄 IC カード株式会社）」を導入する事により運賃支払・乗継利便性の向上を図る。

なお、導入にあたっては簡易型精算機（カードリーダータイプ等）の開発・提供を待つ必要がある。



図 7-5 OKICA デザイン

OKICA:オキカの主な特徴

- ・SF（ストアードフェア式）
IC カードにチャージ（入金、最高 3 万円）し、運賃として利用できる
- ・デポジット
IC カード初回購入時に保証金として 500 円を預かり、カードを解約する際に返金する
- ・ポイントサービス
IC カードで支払った運賃に対して、毎月一定額以上利用した場合にたまる特典
1P=1 円換算で、100P 以上たまるとチャージ金として利用できる
- ・地域独立型カード

8. 実証実験運行計画

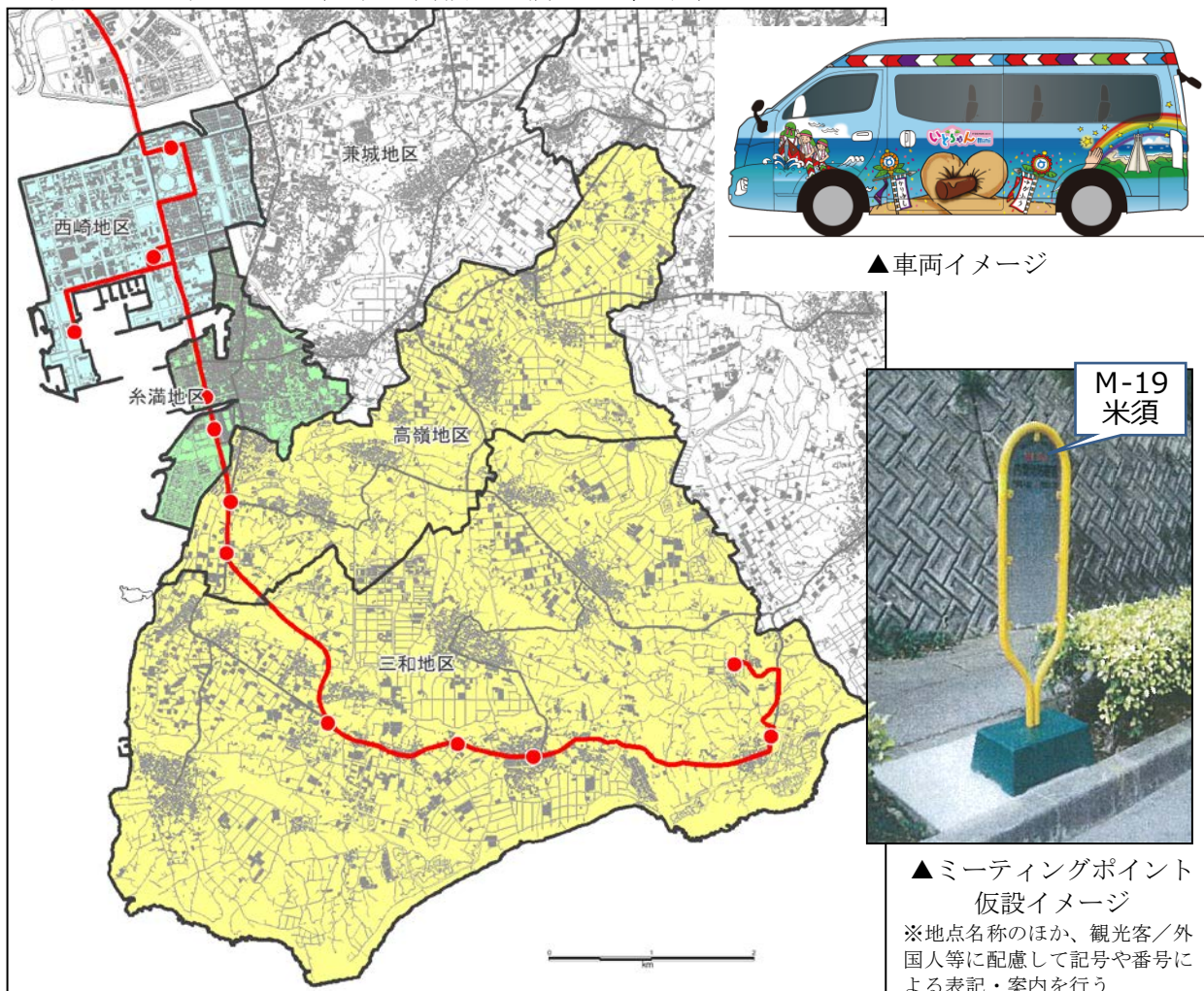
平成 27 年度に実施予定の「糸満市～那覇空港直行バス実証実験」に併せ、地域観光交通の実証実験運行を下記内容で行う。

8-1 実証実験内容

表 8-1 地域観光交通運行計画

項 目	概 要
運行期間	平成 27 年 5 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日（245 日：8 カ月間）
運行形態	区域運行（ミーティングポイント型：乗降場所・出発時間が定められている） ※乗降場所は各地域のコミュニティセンターや観光資源を想定（次頁参照）
運行区域	三和・高嶺・糸満・西崎 4 地区
運行回数	7:00 ～ 20:00 毎時 1 便（14 便／日）
運 賃	対キロ区間制：～3km まで 300 円、3～6km まで 400 円、6km 以上 500 円 小人（小学生～中学生）・免許返納者・障がい者は半額、一日乗車券：1,000 円
運行主体	一般乗合旅客自動車運送事業者（第 4 条乗合許可）への委託
運行車両	大型ワゴン（乗車定員 10 名） ※糸満市からの車両貸与
留意事項	・既存の国吉線／南部循環線は同時運行（影響市町村：糸満市のみ）

図 8-1 運行エリア（三和・高嶺・糸満・西崎地区）



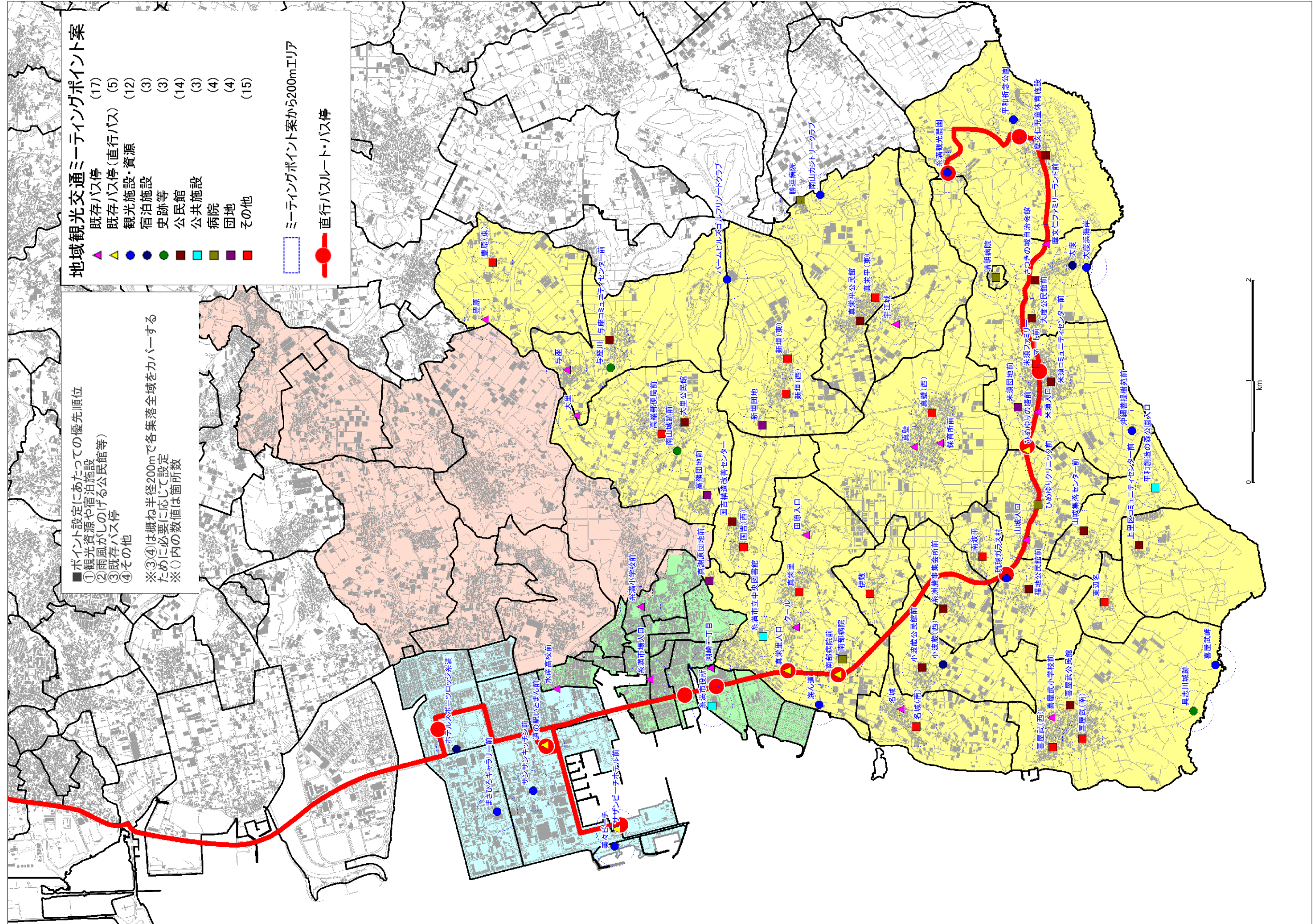


図8-2 ミーティングポイント案

表8-2 ミーディングポイント案内一覧

通番	地 区	地 域	名 称	種 別	対 象	備 考
1	西崎地区	西崎4丁目	道の駅いとまん前	既存バス停(直行バス)	観光客	
2	西崎地区	西崎1丁目	水産高校前	既存バス停	住民	
3	西崎地区	西崎4丁目	サンサンキッチン前	観光施設・資源	観光客	
4	西崎地区	西崎5丁目	まさひろギャラリー前	観光施設・資源	観光客	
5	西崎地区	西崎3丁目	ホテルスポーツロッジ糸満	宿泊施設	観光客	
6	西崎地区	西崎町1丁目	美々ビーチ	観光施設・資源	観光客	
7	西崎地区	西崎1丁目	サザンビーチホテル前	既存バス停(直行バス)	観光客	
8	糸満地区	糸満町一丁目	糸満市役所	公共施設	住民	
9	糸満地区	糸満町二丁目	湖崎二丁目	既存バス停	観光客	
10	糸満地区	字糸満町端区	糸満市場入口	既存バス停	住民	
11	糸満地区	字糸満新屋敷区	糸満小学校前	既存バス停	観光客	
12	高嶺地区	字真栄里	真栄里入口	既存バス停(直行バス)	観光客	
13	高嶺地区	字真栄里	南部病院	病院	住民	
14	高嶺地区	字真栄里	南部病院前	既存バス停(直行バス)	観光客	
15	高嶺地区	字真栄里	海人道	観光施設・資源	観光客	
16	高嶺地区	字真栄里	糸満市立中央図書館	公共施設	住民	
17	高嶺地区	字真栄里	クール	既存バス停	住民	
18	高嶺地区	字真栄里	真栄里	その他	住民	
19	高嶺地区	字真栄里	田原入口	既存バス停	住民	
20	高嶺地区	字真栄里	真謝原団地前	団地	住民	
21	高嶺地区	字国吉	国吉(西)	その他	住民	
22	高嶺地区	字国吉	国吉構造改善センター	公民館	住民	
23	高嶺地区	字国吉	新垣団地	団地	住民	50世帯
24	高嶺地区	字大里	高嶺団地前	団地	住民	94戸
25	高嶺地区	字大里	南山城跡前	史跡等	観光客	
26	高嶺地区	字大里	大里公民館	公民館	住民	
27	高嶺地区	字大里	高嶺郵便局前	その他	観光客	
28	高嶺地区	字与座	与座川	史跡等	観光客	
29	高嶺地区	字与座	与座コミュニティセンター前	公民館	住民	
30	高嶺地区	字与座	大里	既存バス停	住民	
31	高嶺地区	字与座	与座	既存バス停	住民	
32	高嶺地区	字豊原	豊原(東)	その他	住民	
33	高嶺地区	字豊原	豊原	既存バス停	住民	
34	三和地区	字名城	名城	既存バス停	住民	
35	三和地区	字名城	名城(南)	その他	住民	
36	三和地区	字小波蔵	小波蔵公民館前	公民館	住民	
37	三和地区	字小波蔵	小波蔵(西)	宿泊施設	観光客	ペンション南の楽園、民宿糸満ガリガリーおもしろ
38	三和地区	字喜屋武	喜屋武小学校前	既存バス停	住民	
39	三和地区	字喜屋武	喜屋武(西)	その他	住民	
40	三和地区	字喜屋武	喜屋武公民館	公民館	住民	
41	三和地区	字喜屋武	喜屋武(南)	その他	住民	
42	三和地区	字喜屋武	具志川城跡	史跡等	観光客	
43	三和地区	字喜屋武	喜屋武岬	観光施設・資源	観光客	
44	三和地区	字伊敷	伊敷	その他	住民	
45	三和地区	字糸洲	糸洲農事集会所前	公民館	住民	
46	三和地区	字南波平	南波平	その他	住民	
47	三和地区	字福地	琉球ガラス村	観光施設・資源	観光客	
48	三和地区	字福地	福地公民館前	公民館	住民	
49	三和地区	字東里旧東辺各区	東辺名	その他	住民	
50	三和地区	字伊原	山城入口	既存バス停	住民	
51	三和地区	字伊原	ひめゆりクリニック前	病院	住民	
52	三和地区	字山城	山城集落センター前	公民館	住民	※住宅街から離れている
53	三和地区	字山城	平和創造の森公園入口	公共施設	観光客	
54	三和地区	字東里旧上里区	上里区コミュニティセンター前	公民館	住民	
55	三和地区	字真壁	真壁	既存バス停	観光客	
56	三和地区	字真壁	保育所前	既存バス停	住民	
57	三和地区	字真壁	真壁(西)	その他	住民	
58	三和地区	字米須	ひめゆりの塔前	既存バス停(直行バス)	観光客	
59	三和地区	字米須	沖縄菩提樹苑前	観光施設・資源	観光客	
60	三和地区	字米須	米須団地前	団地	住民	50世帯
61	三和地区	字米須	米須コミュニティセンター前	公民館	観光客	
62	三和地区	字米須	米須入口	既存バス停	観光客	
63	三和地区	字米須	米須ファミリーマート前	その他	観光客	
64	三和地区	字新垣	新垣(西)	その他	住民	
65	三和地区	字新垣	新垣(東)	その他	住民	
66	三和地区	字新垣	バームヒルズゴルフリゾートクラブ	観光施設・資源	観光客	
67	三和地区	字真栄平	勝連病院	病院	住民	
68	三和地区	字真栄平	南山カントリークラブ	観光施設・資源	観光客	
69	三和地区	字真栄平	真栄平公民館	公民館	住民	
70	三和地区	字真栄平	真栄平(東)	その他	住民	
71	三和地区	字宇江城	宇江城	既存バス停	住民	
72	三和地区	字大度	晴明病院	病院	住民	
73	三和地区	字大度	大度公民館前	公民館	住民	
74	三和地区	字大度	さつきの城自治会館	公民館	住民	
75	三和地区	字米須	摩文仁ファミリーランド前	既存バス停	観光客	
76	三和地区	字大度	大度	宿泊施設	観光客	みん宿ヤポネシア、ブチホテルCIMA、民宿よんなー
77	三和地区	字大度	大度浜海岸	観光施設・資源	観光客	
78	三和地区	字摩文仁	摩文仁児童体育施設	公民館	住民	
79	三和地区	字摩文仁	平和祈念公園	観光施設・資源	観光客	案内所前
80	三和地区	字摩文仁	糸満観光農園	観光施設・資源	観光客	

表 8-3 ミーティングポイント案の分類別設定数

分類	観光客 向け	観光客＋住民 向け	計
既存バス停	5	12	17
既存バス停（直行バス）	5		5
観光施設・資源	12		12
史跡等	3		3
宿泊施設	3		3
公共施設	1	2	3
公民館等	1	13	14
団地		4	4
病院		4	4
その他	2	13	15
総計	32	48	80

表 8-4 地区別ミーティングポイント案数

分類	観光客 向け	観光客＋住民 向け	計
西崎地区	6	1	7
糸満地区	2	2	4
高嶺地区	6	16	22
三和地区	18	29	47
総計	32	48	80

8-2 予約受付・運行管理体制

実験期間中は、予約受付及び運行管理を目的として、下記に示す予約センター（仮称）を設置する。設置場所は運行車両の待機場所を兼ねる方が合理的であるため、糸満市内が望ましい。

表 8-5 予約センター（仮称）の概要

運営期間	地域観光交通の運行期間中は毎日運営
運営時間	6:30～20:30（14 時間程度） ※当日受付について、7 時台の便は前日までに予約して頂くものとし、運行時間帯は 8 時台の便から予約受付を開始する事を想定している。
人員体制	オペレーター 2 名程度
運営設備	・ 予約受付／運行管理システム（クラウド型サービス）及び車載器 ・ 電話回線（2 回線程度） ・ インターネット回線 ・ パソコン（2 台程度） 等

8-3 実験調査、評価・検証項目

実験期間中に調査及び評価・検証すべき項目について下記に整理する。

8-2-1 乗車実績等調査

①調査項目

- ・集計単位：日別／月別／曜日別／地域別
- ・予約管理システムの履歴データによる乗車人数、OD調査（乗車箇所→降車箇所）
- ・市内タクシー事業者における配車実績（実験前中後）
- ・既存路線バス乗車実績（対象路線：国吉線・南部循環線・玉泉洞糸満線）

②評価・検証項目

- ・事業採算性の検証
- ・他交通事業者への影響評価
- ・利用頻度によるサービス水準の評価／見直し（運行回数、ミーティングポイント数等）
- ・評価結果に基づく観光プログラム等の改善等

8-2-2 地域観光交通利用者アンケート（車内アンケート）

①調査項目

- ・利用者属性（居住地域／年齢／性別／職業／同乗者人数）
- ・利用目的（利用頻度／利用時間帯／乗降場所）
- ・自宅／目的地からミーティングポイントまでのおおよその距離
- ・他交通手段との組み合わせ利用状況に関すること
- ・従前利用交通機関に関すること（地域観光交通が無い場合の手段）
- ・利用満足度（併せて不満な点）
- ・地域観光交通を使って便利になった点
- ・地域観光交通を知ったきっかけ
- ・今後の利用可能性
- ・その他観光客の動向（宿泊先、訪問先、消費活動に関すること）

②評価・検証項目

- ・満足度等によるサービス水準の評価／見直し（運行回数、ミーティングポイント箇所等）
- ・告知方法の評価／見直し
- ・波及効果（経済／地域活性化等）の検証
- ・評価結果に基づく観光プログラム等の改善等

8-2-3 住民／事業者アンケート（郵送配布・回収）

①調査項目

- ・利用者属性（居住地域／年齢／性別／職業）
- ・地域観光交通の利用状況（認知度、知ったきっかけを含む）

- ・主な利用目的／利用しない理由
- ・よく利用するミーティングポイントと自宅／店舗等からの距離
- ・利用満足度（併せて不満な点）
- ・地域観光交通を使って便利になった点
- ・今後の利用可能性
- ・本格運行の必要性
- ・その他事業者向け（来店者等における利用状況、来店者数の変化、売上への影響など）

②評価・検証項目

- ・満足度等によるサービス水準の評価／見直し（運行回数、ミーティングポイント箇所等）
- ・告知方法の評価／見直し
- ・波及効果（経済／地域活性化等）の検証
- ・評価結果に基づく観光プログラム等の改善等

8-4 実証実験スケジュール

実証実験期間は糸満市～那覇空港直行バスと連携したサービス提供を前提とし、同じく5月～12月の8カ月間運行とする。

	平成27年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域観光交通実証実験運行												
利用者アンケート			●		●		●		●			
住民／事業者アンケート							●					
課題整理／まとめ												
委員会／幹事会	○				○			○		○		

※運行期間は運行申請手続きや認可時期／委託先調整等により変動も考えられる

※利用者アンケート（車内）は随時実施するものとし季節毎に集計を行う

※委員会／幹事会の日程は素案である

※実験運行の事前告知等は「糸満市～那覇空港直行バス運行実験」との連携により4月頃から開始する（市広報紙／パンフレット／ポスター／ウェブ／記者発表等）

9. 参考資料

9-1 糸満市地域観光交通運行計画検討委員会及び幹事会

検討委員会及び幹事を下記のとおり開催した。

表 9-1 委員会及び幹事会開催一覧

会議名称	開催日時・場所	内容
第1回 糸満市地域観光交通運行計画検討 委員会	平成26年8月22日 14：00～16：00 市役所3-A会議室	本事業の背景と目的について 1. 上位・関連計画の整理 2. 地域及び公共交通の概況 今後の検討項目について
第1回 糸満市地域観光交通運行計画検討 幹事会	平成26年8月29日 14：00～16：00 市役所3-A会議室	本事業の背景と目的について 1. 上位・関連計画の整理 2. 地域及び公共交通の概況 今後の検討項目について
第2回 糸満市地域観光交通運行計画検討 幹事会	平成26年10月17日 14：00～16：00 市役所3-A会議室	3. 利用者ニーズ調査 4. 事例調査 5. 糸満市における地域観光交通システム
第2回 糸満市地域観光交通運行計画検討 委員会	平成26年11月7日 14：00～16：00 市役所4-b会議室	3. 利用者ニーズ調査 4. 事例調査 5. 糸満市における地域観光交通システム
第3回 糸満市地域観光交通運行計画検討 幹事会	平成26年12月24日 14：00～16：00 市役所土地開発公社会議室	5. 糸満市における地域観光交通システム 6. その他利用促進等について
第4回 糸満市地域観光交通運行計画検討 幹事会	平成27年1月19日 14：00～16：00 市役所3-C会議室	5. 糸満市における地域観光交通システム 6. その他利用促進等について 7. 実証実験運行計画

平成 26 年 8 月 20 日 制定

(趣旨)

第 1 条 「新しい公共交通検討事業調査報告書(那覇空港直行バス路線実証実験計画策定)」で示された糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業に併せて、本市中南部地域（県道 77 号・糸満与那原線以南の地域）に点在する観光資源を活用した周遊型観光の実現、来訪者の滞在時間を増加及び地域活性化を図り、地域観光交通運行計画策定に向け、総合的な見地から必要な検討及び助言等を行うために、糸満市地域観光交通運行計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 周遊型観光交通の運行計画策定に関すること
- (2) 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業との連携に関すること
- (3) その他、地域観光交通運行計画策定に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、17 人以下で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 交通及び観光等の専門家
- (5) 行政職職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 国、県及び市職員は課員をもって代理出席させることができる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年8月20日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

【委員会名簿】

	氏 名	所属・役職
委員 (11人)	島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員
	金城 哲	ときわ交通合資会社 運行管理者
	仲里 隆	有限会社美ら島 代表取締役
	源河 浩次	結株式会社 代表取締役社長
	山城 茂	米須自治会 会長
	屋嘉比康人	真栄里自治会 会長
	上原 匡雄	社会医療法人 友愛会 南部病院 事務部 総務課長
	野原 哲	糸満市 市民健康部長
	金城 靖	糸満市 経済観光部長
	玉城 隆光	糸満市教育委員会 総務部長
	上原 司	糸満市 企画開発部長

糸満市地域観光交通運行計画検討幹事会設置要領

平成 26 年 8 月 22 日 制定

(趣旨)

第 1 条 糸満市中南部地域（県道 77 号・糸満与那原線以南）に点在する観光資源を活用した周遊型観光交通の実現、来訪者の滞在時間を増加及び地域活性化を図り、地域観光交通運行計画（以下「計画」という。）策定にあたり、事業実施の受託機関である「一般社団法人沖縄しまたて協会」に、糸満市地域観光交通運行計画検討幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業利用者の利便性や社会の実態に即した新しい地域観光交通のあり方、事業手法や収支計画などの事項に関し、計画策定について総合的な見地から協議することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 周遊型観光交通の運行計画策定に関すること
- (2) 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業との連携に関すること
- (3) その他、地域観光交通運行計画策定に関すること

(組織)

第 3 条 幹事会は、8 人以下で組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長 1 人を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事会において互選する。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 幹事会は必要に応じて「一般社団法人沖縄しまたて協会」が招集する。

- 2 国、県及び市職員は課員をもって代理出席させることができる。
- 3 幹事長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 幹事会の庶務は、「一般社団法人沖縄しまたて協会」が処理する。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 8 月 22 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

【幹事会名簿】

	氏 名	所属・役職
幹事 (7人)	島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員
	吉野 達治	サザンビーチホテル&リゾート 営業部 営業支配人
	上原 慎平	道の駅いとまん管理組合（糸満漁協職員）
	仲吉 正弘	糸満市 市民健康部 市民生活環境課 参事兼課長
	福元 毅	糸満市 経済観光部 商工観光課 参事兼課長
	湖城 清	糸満市教育委員会 総務部 生涯学習課 参事兼課長
	神谷 和男	糸満市 企画開発部 政策推進課 参事兼課長

9-2 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会

合同委員会を下記のとおり開催した。

表 9-1 合同委員会開催一覧

会議名称	開催日時・場所	内容
第1回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成26年12月19日 10:00～12:00 市役所3-C会議室	進捗報告 糸満市～那覇空港直行バス 地域観光交通
第2回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成27年1月30日 10:00～12:00 市役所3-C会議室	検討結果報告 糸満市～那覇空港直行バス 地域観光交通

平成 26 年 12 月 19 日

(設置)

第 1 条 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会(以下「委員会」という。)は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討委員会及び糸満市地域観光交通運行計画検討委員会の連携を図るとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市内滞在者の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 本市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 委員会の運営方法その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討委員会委員
- (3) 糸満市地域観光交通運行計画検討委員会委員
- (4) その他の市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、合同委員会において互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員(代理出席の者を含む。)の 3 分の 2 以上の同意により決する。

4 委員会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 委員は所属する行政機関、関係団体等の者をもって代理出席させることができる。

6 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(傍聴)

第7条 傍聴席で委員会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴人は、議場に入ることができない。

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙しないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 委員会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報償費)

第9条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じてその都度支給する。

3 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者又はこれに準ずる者に対しては、報償費を支給しない。

4 委員の報償費の支給額は、本市が定める講師等謝礼金支払基準表の規定に準ずる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月19日から施行する。

様式（第7条関係）

糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会 傍聴人受付簿

番号	氏 名	住 所

糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会 委員名簿

氏 名	所属・役職
大城 郁寛	【学識経験者】琉球大学法文学部 教授
島田 勝也	【学識経験者】沖縄大学 地域研究所 特別研究員
真栄城朝雄	【一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体】 株式会社 琉球バス交通 業務部長
金城 哲	【一般乗用旅客自動車運送事業者及びその団体】 ときわ交通合資会社 運行管理者
慶田 佳春	【一般乗合旅客自動車運送事業者及びその団体】 一般社団法人 沖縄県バス協会 専務理事
仲里 隆	【一般貸切旅客自動車運送事業者及びその団体】 有限会社美ら島 代表取締役
源河 浩次	【一般貸切旅客自動車運送事業者及びその団体】 結株式会社 代表取締役社長
根保 裕次	【一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体】沖交労・琉球バス組合 書記長
伊敷 幸栄	【住民代表・利用者代表】糸満市自治連絡員会 会長
大城 栄子	【住民代表・利用者代表】 糸満市女性団体連絡協議会 更生保護女性会
山城 茂	【住民代表・利用者代表】米須自治会 会長
屋嘉比康人	【住民代表・利用者代表】真栄里自治会 会長
成田佳奈子	【運輸支局】内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 企画室長
古堅 宗安	【運輸支局】内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課長
照屋 悟	【道路管理者】 内閣府 沖縄総合事務局 南部国道事務所 副所長
又吉 長賢	【都道府県警察】沖縄県 糸満警察署 交通課長
嘉数 登	【地方公共団体】沖縄県 企画部 交通政策課長
目島 憲弘	【観光関係者】 一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部長
松茂良英次	【観光事業者】株式会社 南都 常務取締役
上原 匡雄	【福祉自動車運送事業者】 社会医療法人 友愛会 南部病院 事務部 総務課長
金城 寛	【地方公共団体・道路管理者】糸満市 建設部長
野原 哲	【地方公共団体】糸満市 市民健康部長
金城 靖	【地方公共団体】糸満市 経済観光部長
玉城 隆光	【地方公共団体】糸満市教育委員会 総務部長
上原 司	【地方公共団体】糸満市 企画開発部長

糸満市地域観光交通運行計画策定業務報告書

糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験準備・実証実験業務
及び地域観光交通運行計画策定業務

発 行：平成 27 年 2 月

発行者：沖縄県糸満市

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

電話 (098) 840-8122 FAX (098) 840-8157

編 集：企画開発部政策推進課